

重点分野	商業登記等
省 庁 名	法務省
論 点	<p>1. 商業登記等について</p> <p>① 前回（令和元年6月4日）の行政手続部会の論点①（本人申請の補正率が高い（約 30%）点に関する理由の分析、目標の再設定、所要の対策の検討）について、部会において依頼した通り、貴省から口頭においてご説明があった点も含めた形で、改めて文書での回答をお願いします。</p> <p>② 本人申請によるオンライン利用率が殆どゼロである現状を踏まえれば、広範なソフトウェア事業者に開発環境を提供するため、貴省が現状で行っている限定的なコミュニティサイトではなく、早急に HP 上において API を公表すべきである。法務省として、今後の取組について工程表をお示し願います。</p> <p>※工程表については、「登記・供託オンライン申請システムの API 連携方式について」の下段「行政手続部会の議論を踏まえた今後の取組」のイメージをお願いします。</p>

【回 答】

- ① 本年5月10日のヒアリング後、他の行政手続における「補正」の状況の調査を試みたが、現時点で補正率等の詳細なデータは得られていないところである。他の行政手続において補正（申請や届出の不備）があった場合の対応については、担当者レベルで確認したところでは、不備のあった項目の内容（重要性）によって、職員において確認できる不備であれば申請人に修正を求めるまでもなく処理を進める場合と、重要な情報の不備であれば申請人自身に修正を求めている場合があるとのことであった。そして、不備は添付書面の不備よりも、申請書や届出書の記載内容の不備が多いようである。

一方、商業登記の手続においては、登記の申請に却下事由（商業登記法第24条各号）に該当する不備があった場合において、その不備が補正可能であるものであるときは、直ちにこれを却下することは申請人に酷であり、手続経済の要求に合致しないため、申請人は、登記官が定めた相当の期間内であれば、申請の補正をすることができるとされている（同法第24条柱書き）。そのため、商業登記申請において補正を求める不備については、申請人自身が対応する必要がある。そして、商業登記の申請書に株主総会議事録等の実体法上作成が義務付けられている書面が添付される場合、当該書面の記載が登記申請の添付書面として必要な要素を備えてい

るかについても審査が及ぶことから、添付書面が揃っていても、その記載内容に不備があって補正となる申請が相当数あると考えられる。

仮に、実体法上作成が義務付けられている書面の添付を求めず、登記官の審査を簡略化すれば、他の行政手続のように、申請人に補正を求めるまでもなく処理を進めることも可能となり、補正率を大幅に低減することもできないものではないと思われる。しかし、商業登記の手続において、実体法上作成が義務付けられている書面の添付を求め、厳格な審査を行っているのは、登記官の厳格な審査を経た事項に限り登記簿に記録して公示することで会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資するためであることから、添付書面の大幅な削減等を実施することは困難である。

当省としては、補正率の一層の低減を図ることの重要性を認識し、設立登記について補正率を低減させるための施策（基本計画の2の4）に取り組んでいるところである。具体的には、「添付書面情報の事前確認機能」として、機関設計に応じて異なる添付書面の遺漏を防止することができるよう申請前に確認することができる機能や、「『登記すべき事項』の作成支援機能」として、同じ内容を重複して入力する必要がないよう自動転記されるようにするなどの機能を2019年度中に実装する予定である。申請人が補正なく申請ができるように、これらの機能を最大限活用していきたいと考えている。さらに、現在行っている補正原因の分析結果を踏まえて、所要の対策の実施を検討していきたい。

目標の再設定については、2020年3月の補正率の測定結果を踏まえて、検討することとさせていただきたい。

- ② 今後の登記・供託オンライン申請システムのAPI連携方式について法務省CIO補佐官等と協議した結果、法務省として別添資料の工程表のとおり取り組むこととした。

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論点	<p>1. 商業登記等について</p> <p>③ オンライン申請の ID・パスワード方式導入について、API 公開に向けた検討と併せて、検討をお願いします。</p> <p>④ 電子公告制度について、その目的に照らせば、6 時間に 1 回の事実確認よりも民間クラウドサービスにより、リアルタイムに検知した方が信頼性が高いのではないかと考えられる。電子公告における民間クラウドサービスの活用の検討をお願いします。</p>
<p>【回答】</p> <p>③ 前回の回答のとおり、ID・パスワード方式によっても証跡を組み合わせることにより、改ざんの脅威に対して一定の対策効果を得ることが可能である点を確認したところである。</p> <p>オンライン申請における本人確認の在り方の検討に当たっては、これまでのヒアリングにおいて御指摘をいただいた申請人の負担や利便性の観点に加え、登記申請の内容に応じたリスク評価を行うことが重要と考えている。この点、商業登記のオンライン申請における添付書面について、現在は、例えば、取締役会議事録の電磁的記録を添付する場合は、作成者である出席取締役全員の電子署名を求めているところ、登記申請の内容によっては、必ずしも作成者全員の電子署名は必要ないと考えられる書面もあると考えており、そのような場合は、電子署名の要件を緩和することを検討している（印鑑提出の任意化と併せて、2020 年度中の実現を目指して検討を進めている。）。これは、オンライン申請の推進のために検討している方策であるが、どのような登記において電子署名の要件を緩和できるかという検討は、まさにリスク評価という観点であると考えている。</p> <p>また、ID・パスワードを併用する場合には、それを発行し管理する主体や方法についても慎重な検討を要すると考えている。</p> <p>今後は、登記申請の内容に応じたリスク評価を引き続き行うとともに、申請人の負担の観点では、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化の施策である商業登記電子証明書の普及促進策の効果をも踏まえつつ、本人確認の各手法のメリット・デメリットを見極め、システムの設計や運用コスト等を含む総合的な観点から慎重に検討し、オンライン申請における本人確認の在り方の方向性について、今年度中に検討することとしたい。</p>	

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論点	<p>1. 商業登記等について</p> <p>③ オンライン申請の ID・パスワード方式導入について、API 公開に向けた検討と併せて、検討をお願いします。</p> <p>④ 電子公告制度について、その目的に照らせば、6 時間に 1 回の事実確認よりも民間クラウドサービスにより、リアルタイムに検知した方が信頼性が高いのではないかと考えられる。電子公告における民間クラウドサービスの活用の検討をお願いします。</p>
<p>【回 答】</p> <p>④ 会社法は、公告主体以外の中立的な第三者をして、電子公告が掲載されているウェブサイトアクセスさせ、公告が掲載されており、かつ、その内容に改変がないことを調査させるという電子公告調査の制度を設けており、電子公告調査を行う方法については、電子公告規則（法務省令）が規定している。</p> <p>御指摘は、現在の技術水準においては、現行の電子公告規則で定める電子公告調査の方法よりも、民間クラウドサービスによるリアルタイムの検知などの方法の方が信頼性が担保できるとの御指摘と承知しているところ、現在の技術水準を踏まえ、電子公告調査を行う方法に関する適切な規律の在り方を検討していくこととしたい。</p>	

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論点	<p>2. 定款認証の簡素化について</p> <p>⑤ 日本公証人連合会の調査について、定款認証の所要時間は、公証人本人以外の事務員による作業も含まれているのか。仮に含まれているとすれば、おおよその内訳（公証人本人、事務員の内訳）をご教示願います。また、標準的な定款と、それ以外の定款について所要時間に幅があると想定される場所、所要時間のおおよその幅についてもご教示願います。</p> <p>⑥ 前回の行政手続部会でも指摘がありましたが、当該調査について、貴省として調査内容の適正性を確認されたものか否かについて、改めてご教示願います。また、当該調査が公表されていれば、提出をお願いします。</p>
<p>【回答】</p> <p>⑤ 前回回答した調査結果については、公証人の指揮の下で書記が行った作業時間も含まれている。</p> <p>公証人と書記の作業時間の割合については、サンプル調査として、東京都内7箇所の公証役場で調査を行ったところ、次のとおりであった。</p> <p>株式会社の定款認証：公証人約7割，書記約3割 一般社団法人の定款認証：公証人約7割，書記約3割 一般財団法人の定款認証：公証人約8割，書記約2割</p> <p>また、前回回答に係る調査において、作業時間については、次のとおりの幅があった。</p> <p>株式会社の定款認証：30分～5時間 一般社団法人の定款認証：30分～6時間 一般財団法人の定款認証：35分～12時間</p> <p>⑥ 前回回答した調査については、日本公証人連合会が行ったものであるところ、その調査方法については、同連合会が全国の各公証人に対して書面による調査を実施し、それを集計したものであることを確認しており、適正に行われたものである。</p>	

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論点	<p>2. 定款認証の簡素化について（続き）</p> <p>⑦ 前回の行政手続部会での指摘（①公証人の定款認証業務を効率化し、手数料の引下げにつながっていくメカニズムを組み込むべき、②公証人の総括原価について、第三者が入る形での透明な検証プロセスを導入すべき）について、貴省における検討をお願いします。</p>
<p>【回答】</p> <p>⑦ ①及び②について、検討を進めている。</p> <p>今後、未来投資戦略2018において推進することとされているオンラインによる定款認証手続の利用促進のため、定款認証の手数料について措置を講ずることの可否について、①及び②の御指摘を踏まえて、検討を進めてまいりたい。</p>	

登記・供託オンライン申請システムのAPI連携方式について

資料3-2 別添

現状

- ・法務省民事局は、本システムにおいて申請・請求を行うための専用アプリケーション(申請用総合ソフト)を開発し、提供している。
- また、本システムは、申請書作成、送信及び公文書取得等オンライン申請に必要な操作の全部又は一部を民間事業者が開発したソフトウェア(申請書作成ソフト)で行い、APIの仕組み等を用いて本システムと連携させることも可能としている。
- ・申請書作成ソフトと本システムを連携する方法等の仕様について記載された仕様書(接続仕様書)は、これまで、当省と機密保持の誓約を取り交わした開発業者に貸与することとしており、その他の開発に必要な情報を含め、開発業者と法務省の情報共有のために構築されたサイト(コミュニティサイト)を通じて情報共有がされている。

申請書作成ソフトの開発プロセス

- ① 機密保持誓約書の提出【開発業者】
- ② 接続仕様書貸与【法務省】
- ③ 開発可否の検討【開発業者】
- ④ エントリーシート及び秘密保持等契約書提出【開発業者】
- ⑤ コミュニティサイトのID・PWの提供【法務省】
- ⑥ コミュニティサイトの閲覧・資料ダウンロード【開発業者】
- ⑦ 開発・テスト【開発業者】
- ⑧ 連動テスト【法務省・開発業者】

運用開始

行政手続部会における指摘事項

本人申請によるオンライン率が殆どゼロである現状を踏まえれば、広範なソフトウェア事業者が開発環境を提供するため、貴省が現状行っている限定的なコミュニティサイトではなく、早急にHP上においてAPI公表すべきである。

行政手続部会の議論を踏まえた今後の取組

工程表

No.	施策	令和元年度				令和2年度			
		1	2	3	4	1	2	3	4
1	新規参入を検討する民間事業者に向けたHP上の情報提供の充実								システム 更改
2	API公開に向けた課題やリスクの洗い出し	→							
3	リスクの分析と課題の検討結果を踏まえ、公開可能な仕様を公開することについて検討					→			
4	開発・連動テスト方法等の見直しについて検討	→							
5	APIの標準化開発の実施 (SOAP方式からREST方式への移行)	→							

API連携方式概要図



登記・供託オンライン申請システムのAPI連携方式について

現状

・法務省民事局は、本システムにおいて申請・請求を行うための専用アプリケーション(申請用総合ソフト)を開発し、提供している。

また、本システムは、申請書作成、送信及び公文書取得等オンライン申請に必要な操作の全部又は一部を民間事業者が開発したソフトウェア(申請書作成ソフト)で行い、APIの仕組み等を用いて本システムと連携させることも可能としている。

・申請書作成ソフトと本システムを連携する方法等の仕様について記載された仕様書(接続仕様書)は、これまで、当省と機密保持の誓約を取り交わした開発業者に貸与することとしており、その他の開発に必要な情報を含め、開発業者と法務省の情報共有のために構築されたサイト(コミュニティサイト)を通じて情報共有がされている。

申請書作成ソフトの開発プロセス

- ① 機密保持誓約書の提出【開発業者】
- ② 接続仕様書貸与【法務省】
- ③ 開発可否の検討【開発業者】
- ④ エントリーシート及び秘密保持等契約書提出【開発業者】
- ⑤ コミュニティサイトのID・PWの提供【法務省】
- ⑥ コミュニティサイトの閲覧・資料ダウンロード【開発業者】
- ⑦ 開発・テスト【開発業者】
- ⑧ 連動テスト【法務省・開発業者】

運用開始

行政手続部会における指摘事項

本人申請によるオンライン率が殆どゼロである現状を踏まえれば、広範なソフトウェア事業者が開発環境を提供するため、貴省が現状行っている限定的なコミュニティサイトではなく、早急にHP上においてAPI公表すべきである。

行政手続部会の議論を踏まえた今後の取組

令和元年度中に実施

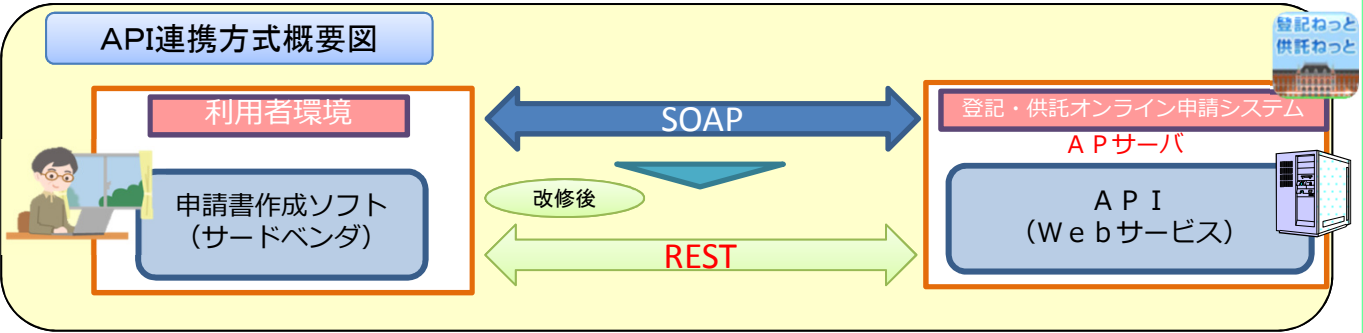
- ・新規参入を検討する民間事業者に向けたHP上の情報提供の充実
- ・API公開に向けた課題やリスクの洗い出し
- ・開発・連動テスト方法等の見直しについて検討

令和元年度から令和2年度にかけて検討・実施

【次期システムへの更改と合わせて実施】

- ・リスクの分析と課題の検討結果を踏まえ、公開可能な仕様を公開することについて検討
- ・APIの標準化開発の実施(SOAP方式からREST方式への移行)

API連携方式概要図



A P I 情報の公開状況

		電子政府の総合窓口 (e-Gov)	国税電子申告・納税システム (e-Tax)	登記・供託オンライン 申請システム
関係省庁		国家公安委員会・警察庁、金融庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、気象庁、環境省	財務省	法務省
A P I 連携ソフトで 申請できる手続 (例)		社会保険手続 ※労働保険年度更新申告、健康保険被扶養者（異動）届、健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、雇用保険雇用継続給付申請（高年齢・育児・介護）、時間外労働・休日労働に関する協定書など	国税手続 ※所得税確定申告、贈与税申告、法人税確定申告、復興特別法人税申告、酒税納税申告、印紙税納税申告など	登記関係手続等 商業登記、不動産登記、債権譲渡登記、動産譲渡登記、成年後見登記、供託など
A P I 情報の 公開状況	情報公開先	ウェブサイト公開	ウェブサイト公開	コミュニティサイトで公開
	情報を公開しているウェブサイトのURL	https://www.e-gov.go.jp/shinsei/interface/api/	http://www.e-tax.nta.go.jp/shiyo/index.htm	NDA締結した開発事業者に開示
	ウェブサイト上での公開情報	API仕様書、情報セキュリティ要件仕様書、申請データ仕様共通データ仕様書、対象手続一覧、申請書XML構造定義、検証環境テスト用手続、検証環境テスト用電子証明書	データ形式等に関する仕様書、インターフェースに関する仕様書、送受信モジュールインターフェース仕様書、電子署名に関する仕様書、モジュールインターフェース仕様書、CSV変換モジュールインターフェース仕様書、手続一覧・手続内帳票対応表・対象帳票一覧、帳票間連動仕様書、XML構造設計及び帳票フィールド仕様書、XML構造設計書、XMLスキーマ、税務用財務諸表タクソノミー、市区町村テーブル仕様書、CSV情報連携	なし

※各ウェブサイト、行政手続部会での議論をもとに作成

API公開の整理

	法務省見解	行政手続部会における議論
APIの公開	公開している (非公開のコミュニティサイトでNDAを結んだものに公開しており、一般には公開していない)	公開と評価し難い (非公開のコミュニティで特定者に開示しているのみで、ネット上で検索して見つからないため、公開とは言えない。)
API不開示理由	別添のとおり	開示可能 (①登記識別情報を含まないAPIは開示可能、②登記識別情報だけで取引ができてしまうのは制度的不備、③情報をブロック化して暗号化しており、十分なセキュリティレベルとなっている)
処理性能	前回の発言は、登記・供託オンライン申請システムにおいては、取り扱う業務の性質上、安定稼働が特に重要な要件であることを説明したものである。	年間2000万件は、APIの負荷として極めて小さい。安定稼働できないのは設計ミスではないか。
エラーの発生	別添のとおり	送信データエラーが出るとすると仕様書が不十分、もしくは、テスト不備が考えられる。 エラーデータはリジェクトされて法務省システムには滞留は発生しない。
Webでは公開を検討	別添のとおり	技術的に矛盾している (APIとWebはインタフェースの違いであり、システムから見ると同じである)。
API仕様書の内容	別添のとおり	公開可能な情報である。

電子公告の在り方の整理

	電子公告調査機関 A社	電子公告調査機関 A社	民間クラウドサービス
調査方法等	コンピュータが自動的に1時間に1回の頻度で、同時に3カ所の拠点から掲載されている情報を取得し、元の情報と比較	原則として1時間おきの調査 中断を発見した場合の電話連絡（24時間オペレータによる監視を平行）	リアルタイムでの改ざん検知を実施 ログ管理により管理者による書き換えも検知可能
評価	× 調査間隔に違うデータを公開可能	× 調査間隔に違うデータを公開可能	◎リアルタイムに改ざんや変更を管理可能
調査方法等	公告情報を取得できなかった場合や改ざんを検知した場合はすみやかに職員が再度確認	中断を発見した場合の電話連絡（24時間オペレータによる監視を平行）	障害等通知有り。特定操作に対する通知も可能
評価	× 人が介入しており時間がかかる	× 人が介入しており時間がかかる	◎リアルタイムに通知
セキュリティ	法務省審査による電子公告調査機関 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS、ISO27001） ITサービスマネジメントシステム（ITSMS、ISO20000-1）	法務省審査による電子公告調査機関 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS、ISO27001）	一般のホスティングサービスをしている場合には、 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS、ISO27001）等を取得
評価	○	○	○法務省審査はないが政府のサービスも実施する等、安全
拠点	3拠点	3拠点	複数拠点
評価	○	○	○
料金	高額	高額	安価
評価	× 民間クラウドに比べ高額	× 民間クラウドに比べ高額	◎
総評	電子公告が適法に行われたかという確認には現在の技術レベルでは不十分であり、価格も高額である。調達公告調査機関の調査に合理性があるとは言えない。	電子公告が適法に行われたかという確認には現在の技術レベルでは不十分であり、価格も高額である。調達公告調査機関の調査に合理性があるとは言えない。	リアルタイムに情報が管理されており、セキュリティも現在のサービスレベルで十分である。報告が必要であれば、報告も可能であるが、トレース可能であるので、調査目的に照らして報告も不要である。

法務省見解（ウェブページ等）

○電子公告は、官報又は日刊新聞紙の場合と異なり、事後の改ざんが容易であるなどの問題があることから、電子公告が適法に行われたかどうかについて客観的証拠を残すため、法務大臣の登録を受けた電子公告調査機関の調査を受けなければなりません。

○電子公告調査機関は、公告期間中、定期的にホームページを調査して正常に掲載されていたかや、改ざんがされていないか等を判定して、その結果を記録することとなります。電子公告調査が終了すれば、速やかに調査の結果を電子公告を行った会社等に対し通知しなければならないこととされています（会社法第946条第4項、一般法人法第333条）。

○会社法、電子公告規則の規定では、電子公告調査期間中、コンピュータが自動的に6時間に1回以上の頻度で公告情報が掲載されている事実を確認しなければなりません。